

みまさかスポーツ・文化合宿補助金

宿泊助成額 1,000円（1名1泊につき）
※ 上限額 50,000円（1団体1申請につき）

助成条件 下記の4点をいずれも満たした方
① スポーツ又は文化技術向上の為の合宿であること
② 10名以上の団体で参加すること
③ 美作市内の同一宿泊施設に連続して2泊以上宿泊すること
④ 美作市内の体育・文化施設を利用すること

実施期間 令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）
※ 上記の期間にチェックインされた方
※ 申請額が予算額に達した時点で終了となります。

予算額 2,000,000円 （2,000人泊）

宿泊対象施設 美作市内約30施設
(旅館業法の許可を得た定員10名以上のホテル・旅館・簡易宿所に限る)

事業主体 一般社団法人みまさか観光局（事務局：美作市役所観光文化課）

その他 ・他の補助制度との併用も可としております。

（助成例）

（ケース1）
10人の団体で
3泊された場合



$1,000\text{円} \times 10\text{人} \times 3\text{泊}$
 $= 30,000\text{円}$ の助成

（ケース2）
20人の団体で
2泊された場合



$1,000\text{円} \times 20\text{人} \times 2\text{泊}$
 $= 40,000\text{円}$ の助成

（ケース3）
20人の団体で
3泊された場合



$1,000\text{円} \times 20\text{人} \times 3\text{泊}$
 $= 60,000\text{円}$
上限50,000円の助成

手続きの流れ

合宿開始前

1. 補助金交付申請書等の必要書類を提出してください。

合宿開始日の1週間前までに提出してください。

- ※ 期限を過ぎている場合は電話でご相談ください。
- ※ 合宿終了後の申請は受付できません。

必要書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 合宿計画書（様式第2号）

2. 申請内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。

申請内容に不明な点等がある場合は、電話等で照会させていただきます。

交付決定後に申請書に記載内容に変更が生じたとき、合宿を中止したときは、所定の届出を提出してください。

合宿中

3. 宿泊施設等で証明書に署名・押印してもらってください。

宿泊事業者：「宿泊証明書」（様式第7号）
利用施設：「施設利用証明書」（様式第8号）

合宿終了後

4. 補助金実績報告書等の必要書類を提出してください。

合宿終了日から2週間以内
の提出してください。

必要書類

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 宿泊証明書
- ③ 施設利用証明書
- ④ 合宿記録写真
- ⑤ 補助金請求書（様式第6号）

審査後お支払い